

**宮崎県「水と緑の森林づくり税」チラシ等作製・印刷及び新聞折込み業務委託
企画提案競技実施要領**

宮崎県環境森林課

宮崎県(以下「県」という。)が実施する宮崎県「水と緑の森林づくり税」チラシ等作製・印刷及び新聞折込みに関する業務委託の内容及び各種手続きについては、以下のとおりとする。

1 目的

県の森林環境税について、課税期間の延長と税の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更すること及び第5期の取組について県民に周知するために必要となる、宮崎県「水と緑の森林づくり税」チラシ等作製・印刷及び新聞折込み業務委託の受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

宮崎県「水と緑の森林づくり税」チラシ等作製・印刷及び新聞折込み業務委託仕様書による。

3 委託料の上限

3,992,770円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく競争入札参加資格者名簿の「S-03 デザイン制作」に登録している者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等（オンライン可）に対応できる体制を整えていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、

- 指名停止の措置を受けていない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- (7) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- (8) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- (1) 実施公告：令和7年12月22日（月）
- (2) 質問受付期限：令和8年1月9日（金）午後5時
- (3) 参加申込締切：令和8年1月16日（金）午後5時
- (4) 企画提案書の提出締切：令和8年1月23日（金）午後5時
- (5) 結果通知：令和8年1月下旬頃
- (6) 受託候補者との協議：令和8年2月上旬頃
- (7) 委託業務契約：令和8年2月上旬頃

8 質問の受付及び回答

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問書（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出先 本実施要領15「書類提出先及び問合せ先」を参照
- (2) 提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参、電子メール又はFAX
- (4) その他
 - ・ 質問票提出確認のため、送信後は電話にて到着の確認をすること。
 - ・ 質問に対する回答については、軽微なものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して回答する。なお、質問者名は公表しない。

9 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出先 本実施要領15「書類提出先及び問合せ先」を参照
- (2) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参、電子メール又はFAX
- (4) 提出書類
 - ・ 企画提案競技参加申込書（様式第2号）
 - ・ 代理人を選定した場合は、委任状（様式第3号）
- (5) その他
 - ・ 電子メール又はFAXで参加申込書及び委任状を送付した者は提出確認のため、送

信後は担当者へ連絡すること。また、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。

- ・ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を持参又は郵送により提出すること。
- ・ 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

10 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

(2) 提出書類

以下の①から⑥までを1セットとし、これを「提案書等」と呼ぶ。

- ① 企画提案競技企画提案書の提出について（様式第5号）
 - ② 会社概要（様式第6号）
 - ③ 企画提案書（任意様式。ただし、次の項目は必ず記載すること。）
 - ・ デザイン案（チラシ両面（折込み用、配布用）、Instagramリール画像）
 - ・ 業務体制
 - ・ 業務スケジュール
 - ・ チラシ・ポスターとして使用する用紙のサンプル
 - ④ 見積書及び見積明細書
 - ・ 見積書は、任意様式とし、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
 - ・ なお、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式であること（各項目の単価が判断できる内容とする。）。
 - ⑤ 業務実績
 - 既存のもの及び過去5年以内（令和2～6年度）の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額が分かるように記載すること。）
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第7号）
- (3) 提出先 本実施要領15「書類提出先及び問合せ先」を参照
- (4) 提出期限 令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- (6) 作成に当たっての留意点
- ① 応募する提案書等は1案に限る。
 - ② 提案書等はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）とする。
 - ③ 提出部数については、上記10、2③の企画提案書は6部、それ以外は原本1部、コピー5部を提出すること。なお、パンフレット類等の添付資料がある場合は6部準備し、別綴りとすること。
 - ④ 提案書等の著作権は、その提案者に帰属する。なお、企画提案の記載が特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
 - ⑤ 作成した広告物等の著作権は、県に帰属するものとする。

11 審査

書面審査とし、最も優れた提案者を受託候補者として1者選定する。なお、審査基準は審査基準表による。

選定結果については、採択・不採択にかかわらず企画提案者全員に通知する。

12 委託契約の締結

- (1) 受託候補者と協議の上、協議が合意に至った場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する経費及び契約の締結に要する経費並びに当事業の委託料を超えた一切の費用は、提案者（受託者）の負担とする。
- (2) 提案書等提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 虚偽の記載をした企画書等は無効とする。
- (4) 参加資格要件を満たさない者又は受託者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (5) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。

15 書類提出先及び問合せ先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号 県庁7号館2階

宮崎県環境森林部環境森林課 林政計画担当 津曲

メール : kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

電話 : 0985-26-7153

FAX : 0985-26-7311